

平成 24 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ドーン
代表者名 代表取締役社長 宮崎正伸
(コード番号 2303)
問合せ先 取締役総務部長 近藤浩代
(TEL 078-222-9700)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 25 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用の理由

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑みて、当社株式を上場している証券市場における利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに 100 株を 1 単元とする単元株制度の採用を行うものであります。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 5 月 31 日（木曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①平成 24 年 4 月 25 日現在の発行済株式総数	17,800 株
②今回の分割により増加する株式数	1,762,200 株
③株式の分割後の発行済株式総数	1,780,000 株
④株式の分割後の発行可能株式総数	4,500,000 株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式の分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告	平成 24 年 5 月 11 日（金曜日）
基準日	平成 24 年 5 月 31 日（木曜日）
効力発生日	平成 24 年 6 月 1 日（金曜日）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記 2. の「株式の分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成 24 年 6 月 1 日（金曜日）
-------	----------------------

(参考) 平成 24 年 5 月 29 日 (火曜日) をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 24 年 6 月 1 日 (金曜日) をもって当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

- ①株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③現行定款第 7 条を繰り下げます。
- ④第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,500,000</u> 株とする。
(新 設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
第 7 条～第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 8 条～第 <u>48</u> 条 (現行通り)
(新 設)	附 則 <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げの効力発生日は平成 24 年 6 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

【ご参考】

1. 新株予約権行使価格の調整

今回の株式の分割に伴い、新株予約権の 1 株当たりの権利行使価額を平成 24 年 6 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年 11 月 14 日取締役会決議	108,500 円	1,085 円
平成 18 年 4 月 21 日取締役会決議	139,000 円	1,390 円

2. 今回の株式の分割に際し、当社の資本金の額の増加はありません。

なお、平成 24 年 4 月 25 日現在の資本金の額は、363,950,000 円であります。

3. 今回の株式の分割は、平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 24 年 5 月期の期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に配当を実施いたしません。

以 上